

諮問実施機関：滋賀県教育委員会

諮問日：平成23年1月7日（諮問第59号）

答申日：平成23年9月12日（答申第53号）

内容：「2007年7月 日付 新聞及び同年7月 日付 新聞で報道された 小学校長及び 協議会会長に対する、滋賀県個人情報保護条例（罰則規定）に基づく処分内容が判明する懲罰委員会会議録又は滋賀県警への告発文書等」の公文書非公開決定（不存在）に対する審査請求

## 答 申

### 第1 審査会の結論

滋賀県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 公文書公開請求

平成22年9月30日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

2007（H19）年7月 日付 及び同年7月 日付 新聞（別紙参照）された 小学校長（ ）及び 協議会長（ ）に対する県〔第6章（罰則）〕規程（県個人情報保護条例）に基づく処分内容が判る懲罰委員会会議録又は滋賀県警への告発文書等（請求書記載のとおり）

別紙として「本人の承諾なしにスクールガードに登録されていた事案がある」旨の新聞記事の写しが添付されている。（記事の写しには、それぞれH19.7. 付け 新聞、H19.7. 付け 新聞、H19.7. 付け 新聞と添え書きされている。）

#### 2 実施機関の決定

同年10月1日、実施機関は、条例第10条第2項の規定に基づき、本件公開請求に対して公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、次のとおり理由を付して審査請求人に通知した。

（公文書の公開をしない理由）

不存在

当時、 市教育委員会から担当課へ当該事案に係る事故報告等の連絡はなされておら

ず、当該事案に係る会議録等は一切存在しないため。

### 3 審査請求

同年 11 月 22 日、審査請求人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 5 条の規定に基づき、本件処分を不服として滋賀県教育委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対して審査請求を行った。

### 第 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、意見書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

公文書非公開決定通知書では、公文書の公開をしない理由を、「不存在」とし、「不存在」の理由を、「当時、市教育委員会から担当課へ当該事案に係る事故報告等の連絡はなされておらず、当該事案に係る会議録等は一切存在しないため」としている。しかし、

市教育委員会から報告がなかったとしても、新聞報道からすれば、報告の有無云々は理由にならない。また、当時の市教育長は「県は処分をした」と審査請求人の問い合わせに回答している。その「処分」とは、滋賀県個人情報保護条例（平成 7 年滋賀県条例第 8 号。）第 6 章（罰則）の規定に抵触する「処分」とであると審査請求人としては理解した。

このようなことから、請求した公文書が「不存在」などとはあり得ないことであり、存在して然るべきである。このように理解することが常套な解釈である。新聞報道からも明らかのように、滋賀県教育委員会事務局スポーツ健康課は、各市町に、スクールガード無断登録の防止策とも言える再確認の指示を行っている。このことから、処分検討対象部署である滋賀県教育委員会事務局教職員課が、その者に対する処分及び官憲への刑事告発を求める文書の「不存在」はあり得ない。

滋賀県教育委員会は「市教育委員会から県教育委員会事務局教職員課への処分についての内申等はされていない」と言い切っているが、法令（個人情報保護法に基づく県並びに市町個人情報保護条例）遵守に係る事案は、内申の有無に係ることなく、自治体組織として法令遵守の精神を優先させるべきであり、内申の有無で処理すべき事案ではない。

また、法令（個人情報保護法に基づく県並びに市町個人情報保護条例）の規定に反する行為の処罰及び処分は、刑事法で言う親告罪ではない。

このようなことから、請求した公文書が存在しないなどとはあり得ないことであり、納得できない。

新聞報道され、スポーツ健康課が文書を出すような事案について、何の会議も審査も議論もされていないというのはおかしい。また、非公開（不存在）の理由において、なぜしなかったのかを明確にしなければならないと思う。

#### 第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、諮問書、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

##### 1 実施機関の決定について

実施機関の決定は適切であり、非公開とした理由も適切である。

##### 2 非公開理由（公文書不存在）について

平成19年7月、市立小学校から市教育委員会に提出されたスクールガードの名簿に本人に無断で登載された人がいたという新聞報道があり、スポーツ健康課から各市町教育委員会の学校安全主管課にスクールガードの登録確認を指示している。

この件について、審査請求人から、当時の小学校長と協議会会長に対する処分内容が分かる懲罰委員会会議録または滋賀県警への告発文書等の公文書公開請求があった。

市町立小中学校の県費負担教職員の任免、分限および懲戒については、市町教育委員会の内申をまって、任命権者である県教育委員会が行うものとされており（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第38条）、その服務については市町教育委員会が監督することになっている。市町教育委員会の内申があれば、県教育委員会が懲戒等について判断することとなるため、教育委員会の案件として教育委員会会議録に記録される。

しかし、審査請求人が主張する事案に関して、現在まで、市教育委員会から県教育委員会事務局教職員課への処分についての内申等はされておらず、また、当該事案に係る会議録その他の公文書は一切存在しない。

市立小学校長については、県費負担教職員であるため、県の処分の対象となるが、本件では処分をしていない。また、協議会会長については県教育委員会の所管外であり、処分の対象ではない。

#### 第5 審査会の判断理由

##### 1 本件公開請求について

本件公開請求は、「本人の承諾なしにスクールガードに登録されていた事案がある」という平成19年7月の新聞報道に関し、当該事案に関わった市立小学校長（以下、「本件小学校長」という。）および協議会会長（以下、「本件協議会会長」という。）の処分等に関する公文書の公開を求めるものである。

##### 2 本件処分の妥当性について

本件公開請求に対し、実施機関は対象となる公文書の「不存在」を理由として本件処分を行っているが、審査請求人は「不存在はありえない」と主張しているため、実施機関の本件処分の妥当性について、以下検討する。

###### （1）本件小学校長に関する公文書について

諮問実施機関は、「市町立小中学校の県費負担教職員の任免、分限および懲戒につい

ては、市町教育委員会の内申をまって、任命権者である県教育委員会が行うものとされている」、「市町教育委員会の内申があれば、県教育委員会が懲戒等について判断することとなるため、教育委員会の案件として教育委員会会議録に記録される」、「しかし、審査請求人が主張する事案に関して、現在まで、市教育委員会から県教育委員会事務局教職員課への処分についての内申等はされておらず、また、当該事案に係る会議録その他の公文書は一切存在しない」と説明している。

そこで、当審査会において、滋賀県教育委員会会議録（平成19年6月から平成21年3月までのもの。平成19年6月末に住民から市立小学校に無断登録の指摘があったと報じられていること、平成21年4月1日付けで本件小学校長が退職していることから、この期間とした。）を見分したところ、当該会議録中に本件小学校長を含む公立小学校長の懲戒処分にかかる議案は存在しなかった。

このことから、滋賀県教育委員会は本件小学校長に対する懲戒処分を行っていないと認められる。

審査請求人は、「当時の市教育長は「県は処分をした」と審査請求人の問い合わせに回答している」と主張しているが、当審査会において滋賀県教育委員会会議録を見分した結果からは、諮問実施機関の説明に不自然な点や不合理な点は認められない。

また、告発について、諮問実施機関の詳細な説明はないが、告発が行われたことを示す事情は見受けられない。

審査請求人は、「スポーツ健康課が各市町にスクールガード登録の再確認の指示を行っていることから、処分や告発等に関する文書の不自然な点や不合理な点は認められない」とも主張している。当審査会においてスポーツ健康課が各市町教育委員会にあてた文書（平成19年7月10日付け事務連絡「スクールガード登録について(通知)」）の内容を確認したが、処分や告発を前提とした内容とは認められず、このことから諮問実施機関の説明に不自然な点や不合理な点は認められない。

また、審査請求人は、「内申の有無で処理すべき事案ではない」、「親告罪ではない」などの主張をしているが、これらの主張は懲戒処分や告発を行うことの当否に関わる主張であり、本件公開請求にかかる公文書の存否の判断に影響を及ぼすものではない。

したがって、本件小学校長の処分等に関する公文書を不自然とする決定は妥当であり、諮問実施機関の説明に不自然な点や不合理な点があるということもできない。

## (2) 本件協議会会長に関する公文書について

諮問実施機関は、「審査請求人が主張する事案に関して、現在まで、市教育委員会から県教育委員会事務局教職員課への処分についての内申等はされておらず、また、当該事案に係る会議録その他の公文書は一切存在しない」、「また、協議会会長については県教育委員会の所管外であり、処分の対象ではない」と説明している。

本件協議会会長が滋賀県教育委員会の処分の対象にならないことは容易に認めることができ、本件協議会会長の処分に関する公文書が存在しないことに係る諮問実施機関の説明に不自然な点や不合理な点があるということもできない。

また、告発について、諮問実施機関の詳細な説明はないが、告発が行われたことを示

す事情は見受けられない。

審査請求人は、「内申の有無で処理すべき事案ではない」、「親告罪ではない」などの主張をしているが、これらの主張は懲戒処分や告発を行うことの当否に関わる主張であり、本件公開請求にかかる公文書の存否の判断に影響を及ぼすものではない。

したがって、本件協議会会長の処分等に関する公文書を不存在とする決定は妥当であり、諮問実施機関の説明に不自然な点や不合理な点があるということもできない。

### 3 結論

以上のことから、実施機関の本件処分は妥当である。

よって「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 第6 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成23年 1 月 7 日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成23年 1 月31日	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成23年 2 月14日	・ 審査請求人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成23年 3 月10日 ( 第190回審査会 )	・ 諮問案件について資料に基づき事務局から説明を受けた。 ・ 諮問案件の審議を行った。
平成23年 3 月22日 ( 第191回審査会 )	・ 諮問実施機関から公文書非公開決定について口頭説明を受けた。 ・ 諮問案件の審議を行った。
平成23年 5 月18日 ( 第192回審査会 )	・ 諮問案件の審議を行った。
平成23年 7 月 6 日 ( 第193回審査会 )	・ 審査請求人から意見を聴取した。 ・ 諮問案件の審議を行った。
平成23年 8 月30日 ( 第194回審査会 )	・ 答申案の審議を行った。